

手続名
国民健康保険移送費支給申請手続

担当課・係（連絡先）

保険年金課 健康保険係（049-251-2711 内線320）

手続説明

- ・ **概要**
被保険者が病気やケガにより移動困難になった際、医師の指示で一時的・緊急的の必要があり移送された場合は移送費が現金で支給される手続です。
- ・ **要件**
医師の指示により緊急でやむを得ず入院や転院などの移送に費用がかかった場合
- ・ **提出期限**
療養の費用を支払った翌日から2年間

必要書類

- ・ **マイナンバー確認書類と本人確認書類**
⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。
https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mynumber/mynumber_seido/mainanba201410.html
- ・ 国民健康保険被保険者証
- ・ 医師の意見書
- ・ 領収書
- ・ 口座番号のわかるもの

手続詳細URL

https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/03hoken/kokuken/shika_ku_kyufu/2010-0510-2112-138.html

出張所での取扱い	木曜延長・休日開庁の取扱い
なし	あり